

# 松江市行財政改革大綱

平成27年 3月  
松 江 市



# 目 次

1	これまでの取り組み	1
2	さらなる改革の必要性	3
(1)	地方を取り巻く情勢	3
(2)	松江市の行財政体制の主な課題	5
ア	中期財政見通し	5
イ	人口減少・高齢化の進展	7
ウ	共創によるまちづくり	9
エ	公共施設の適正化	9
オ	行政診断	10
(3)	改革の断行	11
3	改革の方針	13
(1)	三つの基本方針	14
ア	多様な公共サービスの提供	14
イ	財政の健全化	14
ウ	職員の力を最大限引き出す仕組みづくりと意識改革	15
(2)	実施計画の策定と実行	15
4	改革の期間と目標	16
5	改革の推進体制	17
(1)	推進体制	17
(2)	進捗管理	17
(3)	検証及び公表	17

# 1 これまでの取り組み

## 要旨

市町村合併後 10 年間で集中的な行財政改革の取り組みを実施。

職員 400 人削減計画を達成。

改革の効果額は平成 17 年度からの 9 年間で累積 262 億円。

平成 17 年 3 月 31 日に、8 市町村の合併により新たな松江市が誕生しました。

この市町村合併に伴い、分権型社会に相応しい体制を整備したものの、合併前から積み残してきた旧市町村固有の課題への対応や、合併後の職員や資産の合理化、そしてサービス水準の統一といった難問を抱えることとなりました。

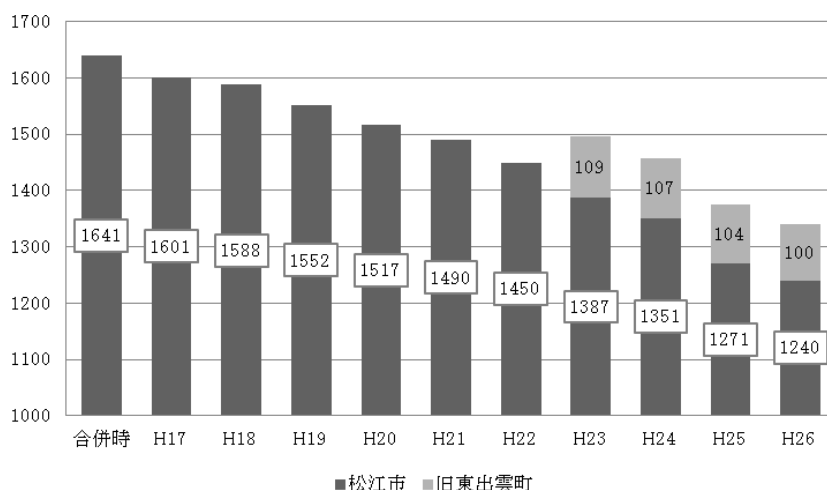
これらに速やかに対応するために、平成 18 年 1 月に「松江市行財政改革大綱」を策定し、平成 17 年度から 26 年度までの合併後 10 年間の集中的な取り組みを行うこととしました。

この間、前期（H17～22）43 項目、後期（H23～26）43 項目（前期からの継続 28 項目を含む）からなる実施計画を定めて取り組みを進め、職員 400 人削減計画<sup>1</sup>を達成したのをはじめ、これまでに 19 項目が完了し、その他の項目も概ね順調に進捗しており、平成 25 年度までの 9 年間で累積 262 億円の効果額を生み出しました。特に、合併前の 9 市町村で合計 180 億円だった人件費が平成 25 年度には 2 割減の 144 億円になるなど、職員 400 人削減計画の取り組みで累積 119 億円もの削減効果額を生み出しています。

また、基金<sup>2</sup>残高の一定額確保に努めながら繰上償還により地方債<sup>3</sup>残高を圧縮し、各種財政健全化指標<sup>4</sup>を改善するなど、財政の健全化が着実に進んでいます。

こうした取り組みによって生み出した財源をもとに、子ども医療費無料化<sup>5</sup>の拡大や保育料の軽減、待機児童の解消など本市独自の施策を行い、子育て環境が全国 3 位（日本経済新聞・行政サービス（H20））にランクされました。その結果、合計特殊出生率<sup>6</sup>が上昇するなど、大きな成果を収めています。

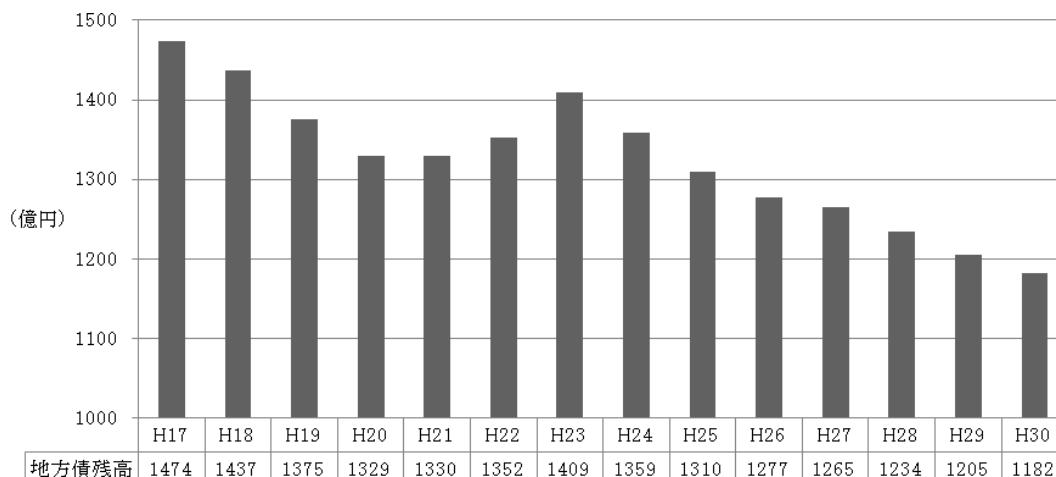
【職員数の推移】 ※消防本部及び企業局を除く。



【財政健全化指標の推移】※H22までは旧東出雲町を含まない。H26以降はH26中期財政見通し推計値。



【地方債残高の推移】※H22までは旧東出雲町を含まない。H26以降はH26中期財政見通し推計額。



- 1 消防を除く本庁職員について、平成16年度末の市町村合併時の1,641人から10年間で400人を削減することとした計画。平成23年度合併の東出雲町は含まない。
- 2 市の貯金に当たる基金（ここでは財政調整基金、減債基金のこと。）で、年度間の財源調整や緊急的な財源不足に対応するためのもの。
- 3 資金調達のために1会計年度を越えて返還する必要がある借入金で、市債と同義。
- 4 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく指標。ここで取り上げるものは以下のとおり。
  - 《実質公債費比率》対象とする年度の一般会計等の借入金の返済額等の大きさを指標化し、財政規模に対する割合を示すもの。早期健全化基準25%。財政再生基準35%。
  - 《将来負担比率》一般会計等の借入金等の現時点での残高を指標化し財政規模に対する割合で示し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表すもの。早期健全化基準350%。
- 5 本市在住の小学校6年生までの保険診療医療費が無料になる制度。平成20年度に3歳児未満の乳幼児を対象に開始して以降順次拡大している。
- 6 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に生む子どもの数を推計したもの。

## 2 さらなる改革の必要性

### (1) 地方を取り巻く情勢

#### 要 旨

地方自治法の改正（中核市制度と特例市制度の統合、新たな広域連携の制度の創設）とともに総務省をはじめとする関係省庁が連携中枢都市圏構想を推進。

「人口急減・超高齢化」「地方創生」をキーワードに地方の役割やあり方の議論が活発化。地方分権改革に地方からの提案募集方式を採用。

国の財政健全化に向けた取り組みに伴う、地方財政への影響の懸念。



変革が想定される地方行政スキーム + 求められる地方の自主性・自発性

地方分権の担い手となる基礎自治体の行財政基盤の整備を目的に「平成の大合併」が進められ、平成 11 年 3 月に 3,232 あった市町村は、平成 26 年 4 月現在で 1,718 と約半数に減っています。これと合わせ、地方分権・地域主権改革<sup>7</sup>が推進され、義務付け・枠付けの見直しや権限の移譲が進められているところです。

こうした流れのなか、第 30 次地方制度調査会<sup>8</sup>の答申を踏まえ、中核市制度<sup>9</sup>と特例市制度<sup>10</sup>の統合や新たな広域連携の制度<sup>11</sup>の創設などについて、平成 26 年 5 月に地方自治法が改正されました。そして、総務省をはじめとする関係省庁では同年度から連携中枢都市圏構想<sup>12</sup>を推進するなど、一律ではなく、市町村の多様性を前提とした、選択可能な複数の事務処理方式が整備されつつあります。

さらに、政府においては「人口急減・超高齢化<sup>13</sup>」の流れを変えるため「地方創生」の議論が活発化しており、まち・ひと・しごと創生法に基づいた長期ビジョンと総合戦略<sup>14</sup>が平成 26 年 12 月に閣議決定されました。各自治体も、住民代表や産官学金労言<sup>15</sup>などから広く意見を得ながら、地方版の人口ビジョンや総合戦略を策定していくことが求められています。

そして、安倍首相は第 31 次地方制度調査会に「個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等」を諮問しています。平成 26 年 6 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会制度のあり方が大きく見直されることなども加え、今後も地方行政のスキームが目まぐるしく変革していくことが想定されます。

また、地方分権改革では、これまでの地方分権改革推進委員会<sup>16</sup>の勧告に基づく方式に替えて地方からの「提案募集方式」を採用し、さらには、全国一律ではなく個々の自治体

に応じた選択的な移譲「手挙げ方式」も提案の対象とするなど、地方の発意に根差した新たな取り組みを推進することとしており、地方が自主性・自発性を発揮することを強く求められています。

しかしながら、平成 26 年度末には対 GDP 比 202%の 1,010 兆円に達すると見込まれる国・地方の長期債務残高と累増する社会保障関係費を背景として、国は経済再生と両立した財政健全化に取り組むこととしています。経済成長を通じた税収増加等の実現と合わせ、社会保障や社会資本整備、地方財政を中心とした歳出分野における義務的経費<sup>17</sup>も含めた聖域なき削減を図ることとしており、地方財政の先行きは不透明な状況となっています。

---

7 地方分権改革推進法に基づき設置された地方分権改革推進委員会が 4 次にとり勧告。政府は平成 21 年 12 月に義務付け・枠付けの見直しを中心とした「地方分権改革推進計画」を閣議決定した。また、平成 22 年 6 月に基礎自治体の権限移譲等地域主権の方針を示した「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、同年 12 月には国の出先機関の原則廃止に向け事務・権限移譲の具体的方針を示した「アクション・プラン」を閣議決定した。

8 内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議する内閣府の附属機関。

9 人口 30 万人を要件とし、政令指定都市権限のうち都道府県が処理する方が効率的な事務を除き、中核市に権限を移譲するもの。保健所設置をはじめ、民生や環境保全、都市計画、文教等に関する事務が該当。平成 26 年 4 月現在で 43 市。地方自治法改正により平成 27 年 4 月から指定要件が人口 20 万人に緩和される。

10 人口 20 万人を要件とし、中核市権限のうち都道府県が処理する方が効率的な事務を除き、特例市に権限を移譲するもの。環境保全や都市計画等に関する事務が該当。平成 26 年 4 月現在で 40 市。地方自治法改正により平成 27 年 3 月に廃止される。

11 都道府県や市町村の間や、異なる都道府県の区域に所在する市町村の間で締結が可能な事務処理の役割分担等を定める連携協約制度。

12 相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成することを目的とするもの。

13 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によると、平成 72 (2060) 年には日本の人口は 8,674 万人になり、65 歳以上人口割合は 39.9%になるとされる。平成 22 (2010) 年国勢調査から半世紀で 4,132 万人の人口減少と 16.9 ポイントの高齢化が進むこととなる。

14 平成 26 年 11 月公布・施行 (一部 12 月施行) のまち・ひと・しごと創生法第 8 条に基づき、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン (長期ビジョン)」及びこれを実現するため、今後 5 か年の目標や施策の基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略 (総合戦略)」が取りまとめられた。

15 産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア。

16 地方分権改革推進法に基づき地方分権改革の推進に関する基本的事項を調査審議し、4 次にとり勧告等を行った内閣府の附属機関。法の失効に伴い平成 22 年 3 月に廃止された。

17 人件費や公債費、扶助費等、支出が法令等で義務付けられ、任意に縮減できない性質の経費。

## (2) 松江市の行財政体制の主な課題

### 要 旨

合併特例措置の終了に伴う地方交付税 57 億円の減少。  
長期的な人口減少と高齢化に伴い、扶助費の増大の傾向が継続。  
まちづくりに「共創」という新たな視点を導入。  
合併により引き継いだ公共施設全ての維持・更新は不可能であることが判明。  
組織・人員体制や行政経営、人事管理等について厳しい行政診断結果。

### ア 中期財政見通し

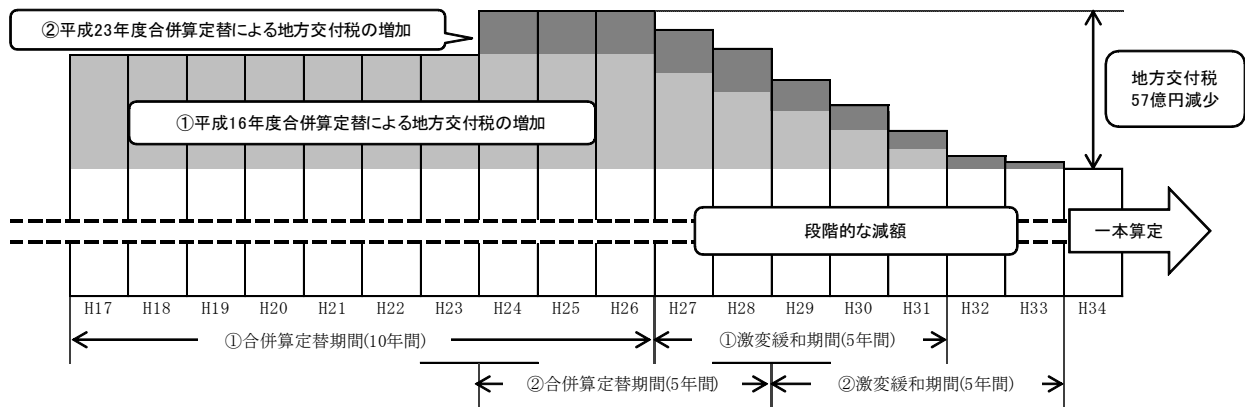
市町村合併後 10 年間継続した地方交付税<sup>18</sup>の「合併算定替<sup>19</sup>」が平成 27 年度から段階的に削減され、この合併特例措置がなくなる平成 34 年度には、現在から 57 億円減少することが見込まれています。

平成 26 年 10 月に策定した中期財政見通し<sup>20</sup>では、57 億円の減少に対応しつつ、これまでどおり財政健全化指標の改善、地方債残高の圧縮、基金残高の一定額確保などを目標として掲げました。

これまでの行財政改革の取り組みで、平成 25 年度の実質公債費比率は 17.6%、将来負担比率は 154.6%と改善してきていますが、全国の市区町村平均は、実質公債費比率が 8.6%、将来負担比率が 51.0%と大きな開きがあり、さらなる健全化が必要です。



【合併算定替のイメージ】※H25 中期財政見通し策定時の状況をイメージ化したもの。



18 国税の一定割合を、全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が一定の基準により市町村に交付するもの。

19 地方交付税について、合併前の旧市町村ごとに算定した総額を交付する特例措置。平成16年度合併は27年度から、23年度合併は29年度から段階的に減額され、最終的に一つの市として算定（一本算定）される。

20 堅実かつ責任ある財政運営を行っていくため、例年、主に一般会計を対象に向こう5年間の財政状況を推計するもの。

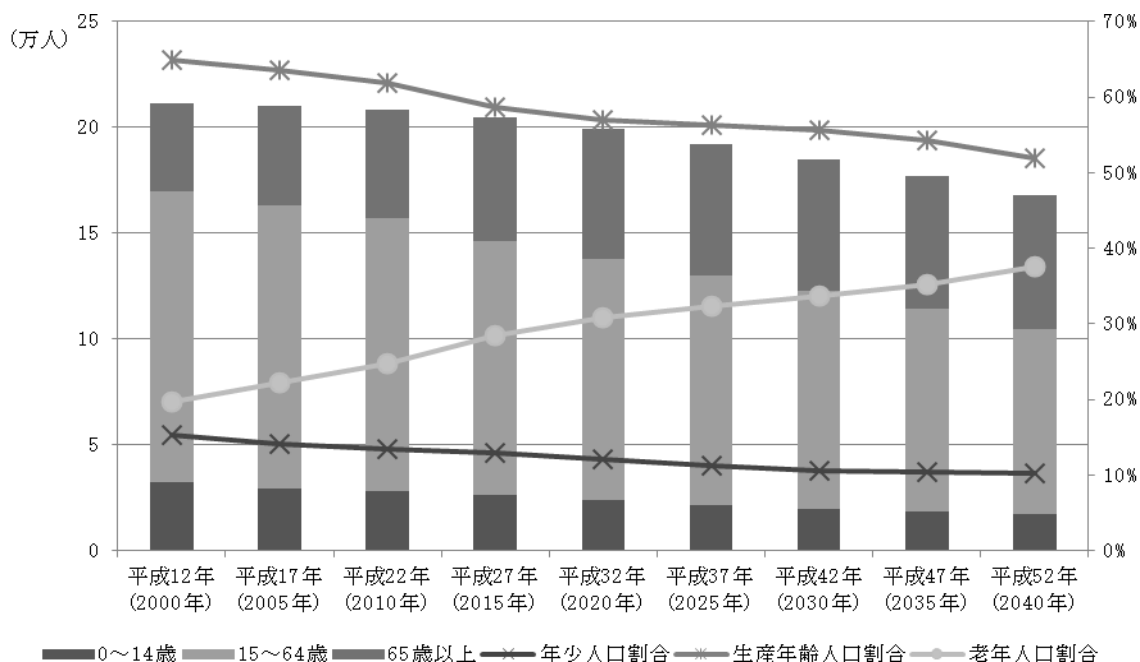
## イ 人口減少・高齢化の進展

国立社会保障・人口問題研究所が公表する地域別将来推計人口によると、平成 52 年に本市の人口は 168,173 人になるとされています。これは、現在の 205,809 人（平成 26 年 4 月住民基本台帳登録数）から四半世紀という短い期間で約 2 割もの人口が減少することを意味します。

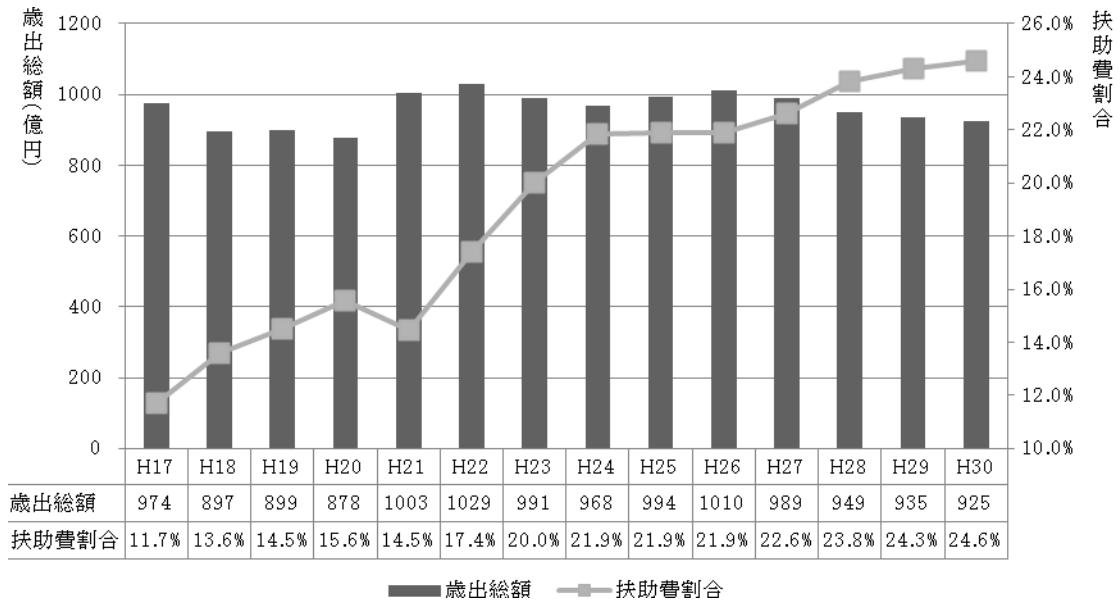
さらにその内訳として、65 歳以上の高齢化率は 37.6%、75 歳以上の後期高齢化率は 22.7%へと上昇するとされ、人口高齢化による扶助費<sup>21</sup>の増大の傾向は避けられません。

これまでも歳出に占める扶助費の割合は、平成 17 年度の 11.7%から 25 年度には 21.9%と倍増しており、今後も税収や地方交付税をはじめとした歳入総額の増額が厳しいと見込まれる状況のなか、この割合はさらに拡大していくものと予想されます。

【松江市の将来人口推計】 ※平成 22 年までは国勢調査実績値。平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値。



【歳出総額と扶助費割合の推移】※H22までは旧東出雲町を含まない。H26以降はH26中期財政見通し推計値。



21 社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法等の法令に基づく給付や、市単独で行う各種扶助のための経費。

## ウ 共創によるまちづくり

平成 25 年 3 月に、20 年後の将来を見据えた新たな長期ビジョン「平成の開府元年まちづくり構想<sup>22</sup>」を策定しました。

本構想は、これまでの協働はもとより、共に創る「共創」のまちづくりで実現することとし、平成 26 年 5 月に庁内横断組織「共創のまちづくり推進本部」を立ち上げました。

「私たちのまちは私たち自身で良くしていこう」という住民自治<sup>23</sup>の精神を振興し、個性豊かなまちづくりを推進するために、企画段階から官民で共に創り上げていく新たな体制を整備していくこととしています。

## エ 公共施設の適正化

合併前の旧市町村において、いわゆるワンセット主義<sup>24</sup>の考え方で福祉施設や文化ホール、体育館などの公共施設を整備してきました。その結果、合併後の新市では機能が重複する公共施設を多数保有することとなりました。

この公共施設の実態を把握するために、平成 25 年 6 月に公共施設白書を策定し、市が保有する建物の総床面積は 88.4 万㎡で、これにかかる将来の更新経費として、平成 25 年度以降の 40 年間で総額 3,305 億円を要することを試算しました。これは、年平均にして 82.6 億円で、公共施設にかかる普通建設事業費<sup>25</sup>の過去 5 年間平均 47 億円の 1.8 倍の水準となります。

早急な見直しを要することから、有識者による外部委員会から受けた提言をもとに、平成 26 年 9 月に公共施設適正化基本方針を策定しました。この基本方針では、適正化 3 つの目標と 5 原則、並びに今後 30 年間で保有面積の 42%を削減し、年間更新費用を 35.1 億円とする数値目標を掲げています。

今後、公共施設適正化計画を早急に策定し、これに基づく見直しを実施することとしています。

---

22 国際文化観光都市 60 周年や東出雲町との合併、特例市への移行等を契機として、多くの市民や市内外の有識者の参画を得て 2 カ年度をかけ策定したもの。目指す都市像を「また八雲が歩きはじめるまち」と定め、その実現に向け、「松江に新たな産業を興していく」「松江が『人』を育てる、『人』が松江で輝く」「松江の魅力を高める『都市デザイン』」の 3 つの挑戦目標を掲げた。

23 地方のことは、その地方の市民が自己の意思と責任に基づいて処理すること。団体自治とともに「地方自治の本旨」を意味する。

24 他のまちが保有する施設を自分のまちでも保有したいという発想や、ひとつのまちのなかで全ての種類の施設をそろえようとする考え方。

25 道路、橋りょう、学校等の公共用又は公用施設の建設事業に必要な投資的経費。

## オ 行政診断

市町村合併から10年をかけ取り組んでいる職員400人削減をはじめとした行財政改革の成果を検証するために、平成25年度に外部専門機関による行政診断を実施しました。

平成25年4月1日現在の職員数の水準について、松江市を含め30の類似団体で比較分析を行った結果、松江市の職員数は「標準」と分析されました。これは、これまでの職員削減の取り組みの成果です。

しかしながら、職員の職位や年齢構成、配置の不均衡や組織の非効率など、組織・人員体制上の課題をはじめ、行政経営や予算編成の手法、人事管理などについて幅広く厳しい診断結果が報告されました。

### (3) 改革の断行

#### 要 旨

財政健全化の取り組みを推進し、安定した財政基盤を確立していく。

本市独自の特色あるまちづくりに取り組むために、行財政改革によって自らその財源を生み出していく。

行政マネジメントや公共施設の適正化をはじめとした諸課題に強い決意を持って取り組む。



将来にわたり自らの判断と責任において確かなまちづくりが行える地方自治体として歩み続けることを目指す。

国家レベルで長期的な人口減少と高齢化は避けられず、これまで以上に行政需要が高度化・多様化・複雑化していくことが想定され、基礎自治体に求められる役割は一層増していくものと考えられます。加えて、本市は中海・宍道湖・大山圏域<sup>26</sup>の拠点都市として、圏域全体をリードしていくことも強く期待されています。そのようななか、地方自治法が改正され特例市から中核市へのステップアップが可能となりました。これまで以上に幅広い権限を持ち、迅速かつきめ細かに住民ニーズに応え、圏域の発展に資するために、中核市への移行を目指していきます。

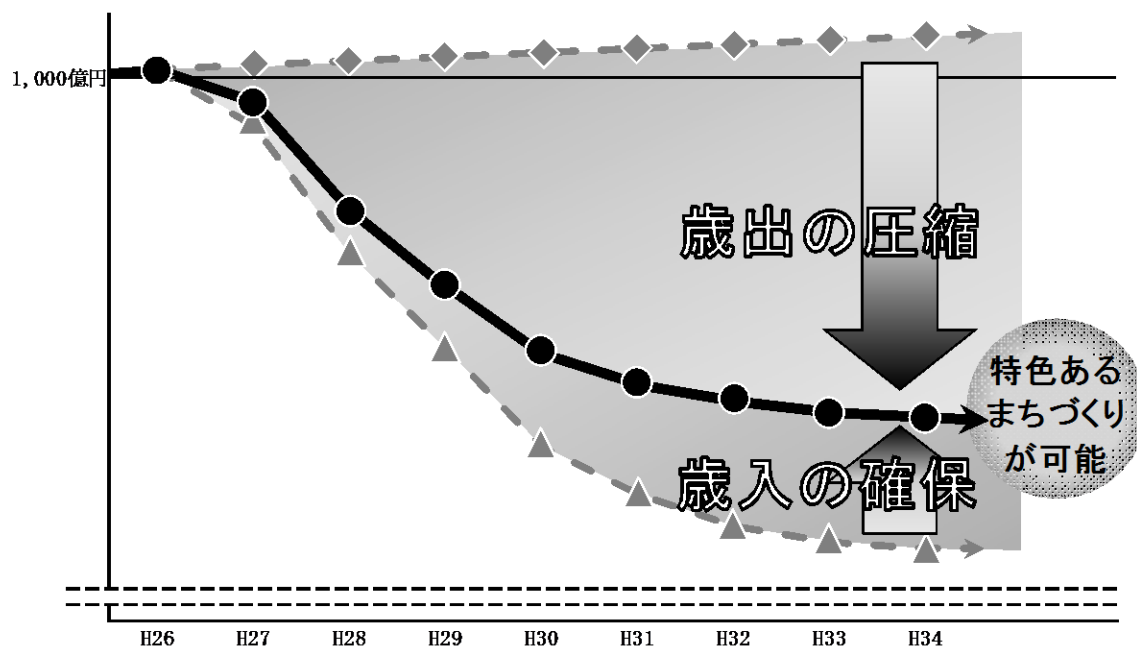
いずれにしても、本市の将来を見据えた堅実な体力づくりがますます重要となってきます。

前述した(1)(2)の不安定かつ困難な状況にあっても、本市に求められる行政機能を備えるために、手を緩めることなく財政健全化の取り組みを推し進めることで、安定した財政基盤を確立していく必要があります。

また、日本創成会議<sup>27</sup>が、大都市への若者の流出により地方の人口減少が進む結果、全体の49.8%にあたる896の市町村が将来的に消滅するおそれが高いと公表しました。本市も人口の社会減がこのまま続けば、平成52年には若年女性<sup>28</sup>が43.9%も減少し、国の推計を上回って人口減少が加速するとされています。この流れを変えるために本市独自の特色ある取り組みを充実させていく必要があります。行財政改革を実行することにより、それら取り組みに必要な財源を自ら生み出していかなければなりません。

そして、市町村合併から11年目の平成27年度を新たなスタートの年として捉え、このたび確認された組織・人員体制やマネジメント手法、人事管理などの行政経営に係わる課題や公共施設の適正化などに強い決意を持って取り組むことで、社会経済情勢などの変化にも柔軟に対応し、将来にわたり自らの判断と責任において確かなまちづくりが行える地方自治体として歩み続けることを目指します。

【改革断行による財政効果のイメージ】



- 改革に取り組む場合の一般会計収支均衡の推移をイメージ  
※H30まではH26中期財政見通しを参考とし、H31以降は合併特例措置終了に伴う地方交付税の減額を考慮して推計
- ◆—◆ 改革に取り組まない場合の一般会計歳出総額の推移をイメージ  
※H26をベースに扶助費の増額を考慮して推計
- ▲—▲ 改革に取り組まない場合の一般会計歳入総額の推移をイメージ

26 中海・宍道湖圏域の米子市・境港市・松江市・出雲市・安来市の5市を構成員とし、大山圏域の7町村をオブザーバーとして、圏域の総合的・一体的な発展の推進を目的に、平成24年4月に「中海・宍道湖・大山圏域市長会」を設立した。

27 増田元総務相を座長とする民間団体の日本創成会議・人口減少問題検討分科会が、「ストップ少子化・地方元気戦略」と題した国家戦略を平成26年5月に公表した。

28 20～39歳の女性人口を、人口の「再生産力」としての指標として捉えたもの。

### 3 改革の方針

平成 17 年度から取り組んできた行財政改革では、職員数の削減、組織のスリム化、業務のアウトソーシング<sup>29</sup>などを推進して、行政の効率化や使用料などの制度の統一を図り、合併後の本市の行政基盤の礎を固めるという目的を果たしながら、財政面でも大きな効果を収めてきました。これは、合併による調整を行いながら、行政サービスを提供する「量」の見直しに重点的に力を注いできた成果です。

今後もこれまでと同様に、経費の削減と収入の確保に努め、本市の独自の特色あるまちづくりに必要な財源を確保していかなければなりません。

そして、老朽化が進む公共施設や道路、橋りょう、上下水道といった社会インフラの適正化や長寿命化に早急に取り組み、市民の安全・安心を確保するとともに、将来にかかる更新や維持管理の経費を大幅に圧縮していくことが、職員 400 人削減計画に代わる喫緊の課題となっています。

一方で、本市においては、行財政を取り巻く課題に的確に対応し、限られた経営資源（財源や人材）を活用し行政サービスの「質」を高めていくことが必要不可欠となっています。

そのためには、中核市への移行を見据え、中海・宍道湖・大山圏域での連携を一層深め、圏域内での都市機能の役割分担と重点化にも踏み込み、効率的で高質な行政サービスの提供を進めていかなければなりません。

そのような理念を持って、市の担うべき役割や公共サービスのあり方などについて「共創」の視点で見直しを行いながら、人材の育成やマネジメントシステムの充実を図り、将来にわたって安定した財政基盤を確立するという考え方のもと、次の三つの基本方針を掲げ、さらなる行財政改革に取り組んでいきます。

---

<sup>29</sup> ここでは単なる業務委託に止まらず、指定管理者制度や PFI 等、さらには民営化も含め広く定義している。



## (1) 三つの基本方針

### ア 多様な公共サービスの提供

住民ニーズの多様化・高度化・複雑化と厳しい財政状況を背景として、全ての公共サービスを行政が担うという概念から脱却し、「協働」をキーワードに企業やNPO、市民等への委託や支援を積極的に進めることで、行政自らが担う役割の重点化に努めてきました。

人口減少・高齢化がさらに進むなか、これまでどおり住民の福祉を維持していくためには、限られた資源の配分を市民と共に考え、豊かな発想で最も松江に相応しい選択を行うとともに、市民と行政が手を取り合っつきめ細かな公共サービスを提供していく「共創」の精神が求められます。

積極的な情報公開・発信により市政への市民参画を促し、必要とされる公共サービスを市民と共に創り上げます。そのためにも、市が本来担うべきサービスの質と利便性の向上に努め、市民から信頼される市役所を目指します。

### イ 財政の健全化

これまでの取り組みのなかで職員 400 人削減計画を達成し、大きな財源効果を生み出しました。今後は適正化された人員体制を維持しながら、さらなる財政の健全化を進めていかなければなりません。

全ての事務事業をゼロベースで検証し、効率化やアウトソーシングに積極的に取り組むとともに、役割を終えたもの、効果の上がらないものは廃止していきます。

さらに、初期投資が発生するような抜本的な見直しも、人件費の削減など将来的な効果が上がるものについては、先送りすることなく優先順位を付け年次的に取り組むことで、財政健全化指標の改善や、地方債残高の圧縮、基金残高の一定額の確保を目指します。

## ウ 職員の力を最大限引き出す仕組みづくりと意識改革

市町村合併以降、旧市町村間の調整や特定課題の解決に注力してきましたが、合併10年を節目に、まちづくりの手法に「共創」の視点を取り入れ、新たな松江市として舵を切り、個性豊かで魅力的なまちづくりを進めます。

これに合わせて、組織や行政経営、職員のあり方も、これまでの課題解決型や同質・画一型から創造性や主体性を指向する体制へ転換することと、将来にわたり安定して自治体を運営していくために一層の自律性も兼ね備えることが求められます。

組織やマネジメント手法、人材育成ほか人事管理諸制度を見直し、最大の経営資源である職員の資質と士気を高め、さらなる意識改革を促すことで、持続可能で質の高いサービスの提供を目指します。

### (2) 実施計画の策定と実行

(1)に掲げる基本方針に基づき、個別・具体的な取り組みをまとめた実施計画を策定し、全部局を挙げて実行します。

各実施計画項目は、目標とする効果や年次計画を明確化するとともに、目標は可能な限り数値化を行います。

## 4 改革の期間と目標

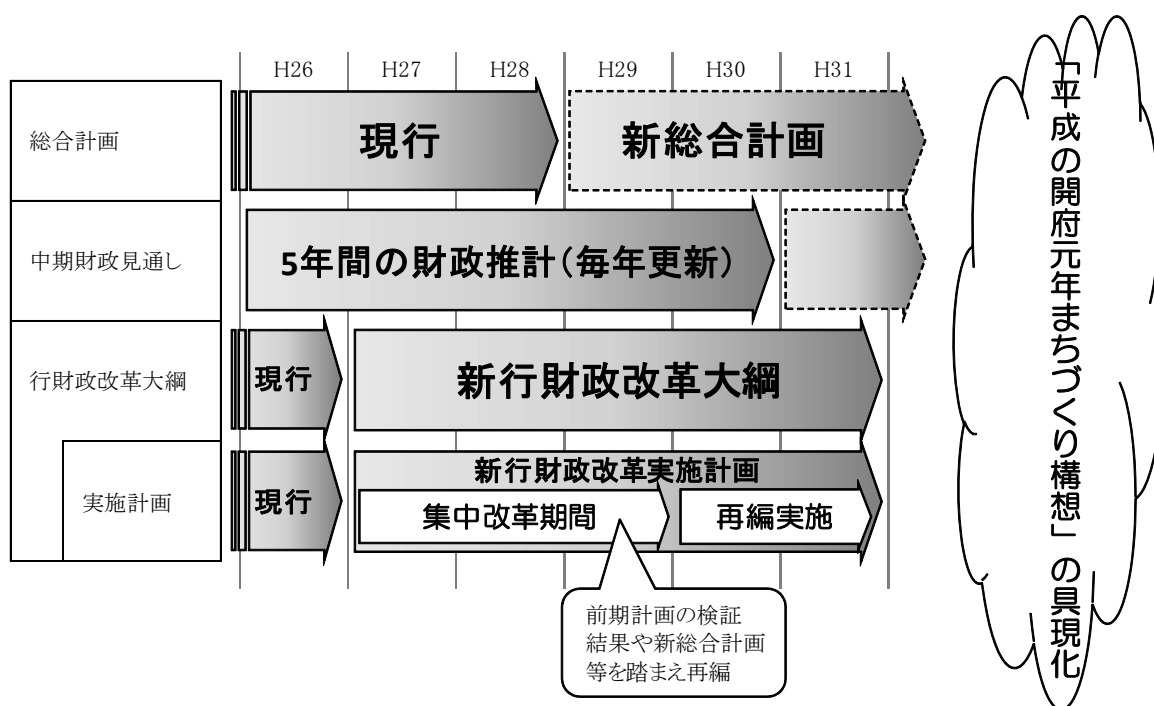
本大綱に基づく改革は、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間の取り組みとします。

実施計画は、平成 29 年度までの当初 3 年間で集中改革期間として取り組みます。後半 2 年間については、毎年度の検証結果などをもとに、平成 29 年度に実施計画の再編を行うことで、より効果的な改革の取り組みとします。

中期財政見通しに掲げる地方債残高の縮減と財政健全化指標の改善を目指しながら、各実施計画項目の取り組みにより 5 年間で 48 億円の効果額を生み出すことを、この改革の目標とします。そして、改革により生み出した財源で、子育て支援や健康づくりなど「住みやすさ日本一の実現」に向けた本市独自の取り組みを推進していきます。

なお、時代の変化に的確に対応するために、大幅な制度改正や社会経済情勢等の変化が生じた場合や、松江市総合計画<sup>30</sup>や中期財政見通し等との整合性を図る必要が生じた場合は、大綱や実施計画の必要な見直しを行います。

【改革期間のイメージ】※新総合計画の期間は未定。



<sup>30</sup> 本市の目指すべき将来の姿を明らかにし、具体的な目標を定め、行政、市民、市民活動団体、企業等が本市のまちづくりに取り組んでいくための指針として策定したもの。

## 5 改革の推進体制

### (1) 推進体制

改革を確実に実行するために、内部組織として市長を本部長とする松江市行財政改革推進本部を設置し改革を推進するとともに、市民で構成する松江市行財政改革推進委員会から提言をいただき、市民の視点や専門的見地を取り込んだ見直しを図っていきます。

### (2) 進捗管理

改革の担い手である各担当部局の当該年度の実施計画の進捗を、事務局（行政改革推進課）が半期ごとにチェックすることで、実施計画の実効性を高めます。

### (3) 検証及び公表

松江市行財政改革推進委員会に毎年の実施状況を報告し、達成状況の検証を行うとともに、市報やホームページにおいてその結果を公表します。

